

プレスリリース

平成17年2月10日
農林水産省生産局

平成16年度第4回食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会の概要について

下記により食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会を開催しましたので概要をお知らせします。

記

- 1 日 時：平成17年2月8日（火）10：00～11：48
- 2 場 所：日本郵政公社本社2階 農林水産省共用会議室A～C
（東京都千代田区霞が関1-3-2）
- 3 出席者
委員等：別紙のとおり（委員・臨時委員・専門委員（小委員長））
事務局：大臣官房染審議官、生産局竹原果樹花き課長、米野果実需給調整官、西嶋課長補佐（総括・企画班）等
- 4 配付資料：別紙のとおり
※ なお、配付資料につきましては、農水省HPに掲載しており、また閲覧用として報道室に置いてあります。

5 議事概要

今回の果樹部会では、前回までの議論を踏まえ整理された「果樹農業振興基本方針骨子（案）」について議論を行った。

本日の部会における各委員からの意見については、部会長と事務局で相談の上、必要なものについて、次回の果樹部会における「果樹農業振興基本方針（案）」に反映することです承された。

なお、基本方針の第2項「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積やその他果実の生産の目標」、第4項「近代的な果樹園経営の基本的指標」については、それぞれ2月18日の需給小委員会、22日の産地・経営小委員会において議論したものを次回の果樹部会に報告の上、議論することとなった（第3項「栽培に適する自然的条件に関する基準」については第3回の果樹部会です承）

- (1) 果樹農業振興基本方針の構成内容（案）
事務局から資料4について説明を行った。
- (2) 果樹農業振興基本方針骨子（案）
事務局から資料5～7について、説明を行ったところ、委員からの主な意見は、以下のとおりであった。
※以下は、資料5の番号で整理。

第1 果樹農業の振興に関する基本的な事項

現行の果樹農業振興基本方針（以下「基本方針」という。）にある果樹農業の位置付けや食生活における果実の重要性等について、引き続き記述すべきではないか。

また、なぜ果物を食べることが望ましいのか等、食生活指針における果実の扱いと同様、きちんと記述すべきではないかとの意見があった。

これに対し、第1の基本的事項の前文に盛り込む方向で検討することとなった。

- 1 国際化の進展に対応した産地構造の改革
 - (1) 果樹産地構造改革計画の策定
 - ① 果樹産地構造改革計画（以下「産地計画」という。）を主導的に推進する実施主体は、どのように考えるのかとの意見に対し、事務局からは、地域の実態に合わせた柔軟な対応ができるよう産地協議会の構成を考えている旨の回答があった。
 - (4) 需要に見合った果樹生産の推進
 - ① これまで、果樹においては、消費者ニーズに対応した新品種へ転換することで、新たな需要開拓を行っていることから、新品種の開発等の重要性をもっと強調すべき。
 - ② 資源循環型の農業を推進すべきであり、例えば、未利用のカンキツの皮等からオイルや香料を抽出する技術が開発されており、さらに新たな技術開発により新たな需要を充実すべき。これらの意見を反映する方向で検討することとなった。
- 2 担い手の経営改善
 - (2) 担い手への経営支援の推進
 - ① 経営安定対策をやめることには疑問を感じるが、今後行われる19年度以降の対策内容の検討に期待する旨の意見があった。また、将来的な経営安定のためには、現行の経営安定対策から、産地計画に基づく基盤整備等へ転換することは必要であるとの意見があった。
 - ② 国際化が進展する中、産地も所得安定について心配しており、共済制度がセーフティネットとしてより機能するよう見直しの検討が必要。また、農業者が共済制度のメリットを理解できるよう、取組むことが必要ではないかとの意見に対し、共済制度は基本計画の中でも議論されており、これを踏まえ対応することとなった。
- 3 国産果実の需要維持・拡大
 - (2) 消費者への情報提供と関連産業との連携
生産者・生産者団体において、量販店や外食産業等と連携した販売戦略とあるが、中央卸売市場も消費者ニーズを踏まえた対応を行っており、記述について追加してほしいとの意見に対し、事務局からは、具体的な記述について検討する旨の回答があった。
- 4 国産果実の輸出振興
輸出振興に際し、相手先を東アジアに限定する必要はないのではないか。また、対象者を富裕層と限定するのはどうか。
この2つの意見に対し、東アジア以外も対象とした記述とするよう検討するものの、表現ぶりについて基本計画等と整合を図りたい旨の回答があった。
- 第5 果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項
 - 1 果実の流通の合理化
流通コストの低減には、過剰包装等無駄をなくしていくことが必要であり、リサイクルの観点からの記述を追加する必要があるとの意見に対し、反映する方向で検討することとなった。
 - 2 果実の加工の合理化
果汁以外の加工品の開発による市場の拡大が必要であり、そのための研究も重要との意見に対し、反映する方向で検討となった。
- 第6 その他必要な事項
 - 1 食の安全・安心の確保、環境保全の推進等
環境保全の推進のための「土づくり」について、必要性を記述すべきではないかとの意見があり、事務局が関係委員と調整し、検討することとなった。

- (3) 今後の検討内容及びスケジュール
事務局から資料8について説明を行った。
併せて、近日中に第5回果樹部会の日程を決定したい旨の発言があった。
- (4) パブリックコメントの実施
事務局から、本日の意見を踏まえ修正した「果樹農業振興基本方針骨子(案)」により、パブリックコメントを予定しており、決定次第各委員へ連絡する旨の説明があった。

【問い合わせ先】
生産局果樹花き課企画班
担当：中 村・宮 嶋
〒100-8950
東京都千代田区霞が関1-2-1
電話 03-3502-8111 (内3622)
直通 03-3501-3081